

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容		
<p>文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>江之子島文化芸術創造センターにおいて備品として管理している美術作品について、現物と備品出納簿との照合確認を定期的実施していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="501 531 1190 722"> <tr> <td data-bbox="501 531 973 722">美術作品の備品出納簿 登録点数 (絵画・彫刻・版画・写真・陶磁器等)</td> <td data-bbox="973 531 1190 722">7,693点</td> </tr> </table>	美術作品の備品出納簿 登録点数 (絵画・彫刻・版画・写真・陶磁器等)	7,693点	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (物品の保管及び管理) 第82条 出納員は、物品（使用中のものを除く。）を良好な状態で保管しなければならない。 2 物品取扱責任者は、物品（使用中のものに限る。）を良好な状態で管理しなければならない。</p> <p><b>【適正な会計事務手続きの徹底について（通知）】</b> (平成24年3月31日付け会計第3029号) 1 物品の管理等の適正化について ② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、現指定管理者（指定期間：平成29年度～令和3年度）において、美術作品の現物と備品出納簿との照合確認を順次行うこととし、その記録の報告を受け、保管・管理の状況を確認することとした。</p> <p>また、次期指定管理者の選定に当たっては指定期間（令和4年度～令和8年度）の5年間で全ての作品の現物と備品出納簿との照合確認を行うことを新たに条件付けし、公募を行った。照合確認の記録は、四半期毎に報告を受け、確認することとした。</p>
美術作品の備品出納簿 登録点数 (絵画・彫刻・版画・写真・陶磁器等)	7,693点				

監査（検査）実施年月日（委員：令和2年11月13日、事務局：令和2年7月28日）